

鳥取県東部広域行政管理組合  
可燃物処理施設リンピアいなば  
収集運搬事業者向けごみ搬入ガイド

令和３年１２月制定

令和４年３月改定

鳥取県東部広域行政管理組合

# 改定履歴

| 版 | 改定月     | 改定内容                                                                                                                                        |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初 | 令和3年12月 | 初版発行                                                                                                                                        |
| 2 | 令和4年2月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計量回数変更に伴う追記、修正</li> <li>・一般廃棄物収集運搬業許可業者がごみを搬入する際のごみ袋について追記</li> <li>・施設に搬入できる車両について追記 など</li> </ul> |
| 3 | 令和4年3月  | 畳の持込み可能枚数追記                                                                                                                                 |
| 4 | 令和4年3月  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木板の搬入可能サイズ追記</li> <li>・プラットホームでの清掃用具の使用を追記</li> </ul>                                               |

## 目 次

|      |                                       |    |
|------|---------------------------------------|----|
| 1    | はじめに .....                            | 1  |
| 2    | ごみの受入について .....                       | 1  |
| 3    | 搬入できる可燃ごみの具体例 .....                   | 2  |
| 4    | 一般廃棄物収集運搬業許可業者がごみを搬入する際のごみ袋について ..... | 3  |
| 5    | 本施設への搬入等ルートについて .....                 | 4  |
| 5.1  | 本施設への搬入ルートについて .....                  | 4  |
| 5.2  | 河原インター山手工業団地内の入退場ルートについて .....        | 5  |
| 6    | 計量カードについて .....                       | 5  |
| 7    | 計量回数について .....                        | 7  |
| 8    | ごみの搬入方法について .....                     | 8  |
| 9    | 計量機での計量フローについて .....                  | 9  |
| 9.1  | 2回計量車両の入場時計量フロー .....                 | 9  |
| 9.2  | 1回計量車両の入場時計量フロー .....                 | 12 |
| 10   | プラットホームでの車両誘導フローについて .....            | 15 |
| 10.1 | 投入扉利用車両の車両誘導フロー .....                 | 15 |
| 10.2 | 破砕機・切断機利用車両の車両誘導フロー .....             | 17 |
| 11   | プラットホームの運用について .....                  | 19 |
| 12   | 本施設に搬入できる車両について .....                 | 21 |
| 13   | 緊急時等の対応について .....                     | 21 |
| 14   | 退場時の計量フローについて .....                   | 23 |
| 14.1 | 2回計量車両の退場時計量フロー .....                 | 23 |
| 14.2 | 1回計量車両の退場時計量フロー .....                 | 25 |

## 1 はじめに

鳥取県東部広域行政管理組合（以下「組合」という。）では、鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば（以下「本施設」という。）の可燃ごみの受け入れについて、収集運搬事業者向けのごみ搬入ガイドとして本書にまとめました。

本書は、必要に応じて随時更新を行っていきます。

## 2 ごみの受入について

本施設は、以下のとおりごみの受入を行います。

### (1) 所在地

鳥取県鳥取市河原町山手925番地

### (2) 搬入開始日

令和4年（2022年）4月1日（金）

### (3) 搬入日、搬入時間

| 搬入日           | 時 間                          |
|---------------|------------------------------|
| 月曜日～金曜日（祝日含む） | 8時30分～16時30分<br>（お昼も搬入できます。） |
| 土曜日（祝日含む）     | 8時30分～正午                     |
| 日曜日及び1／1～1／3  | 搬入できません                      |

※祝日が日曜日の場合は搬入できません。

### (4) 処理手数料

搬入物の重量10キログラムにつき120円

### 3 搬入できる可燃ごみの具体例

本施設に搬入できるごみの具体例は以下のとおりとなります。

#### 搬入できる可燃ごみの具体例

---

- ・ 生ごみ
- ・ 衣類
- ・ 本革、合成皮革製品（かばん、靴、ベルト、ボールなど）
- ・ 紙製品
- ・ 天然ゴム製品
- ・ 布製品（天然繊維・合成繊維）
- ・ 草、剪定枝
- ・ 木製家具などの木製品 （幅 120cm×高 250cm×奥行 90cm までのもの）
- ・ 丸太、角材（太さ 25 cm（直径又は一辺）かつ長さ 200 cm までのもの）
- ・ 畳（20 枚／日まで ※収集運搬事業者あたり又は一般搬入者あたり）
- ・ 木板（幅 200cm×奥行 120cm×厚さ 5cm までのもの）

#### 4 一般廃棄物収集運搬業許可業者がごみを搬入する際のごみ袋について

一般廃棄物収集運搬業許可業者がリンピアいなばに搬入するごみ袋は、無色の透明袋または無色の半透明袋に限定します。

##### ごみ袋を透明のものに限定する理由

色付きごみ袋の中には、スプレー缶、割れたビン、ガラス、注射針などの危険物のほか、受入不可の産業廃棄物が含まれている場合があります、ごみの適正排出や減量化、処理施設や収集作業員の事故防止及び処理施設の延命化を図ることの観点から中身の見えるごみ袋にするものです。

##### 使用できる袋

(無色の透明袋・無色の半透明袋)

中身が確認できるもの(無色の半透明袋の基準は、家庭用可燃ごみ指定袋程度までとする)



##### 使用できない袋

(色付き袋)

中身の見えない色付き袋、色付き半透明袋、色付きレジ袋等は受付しません。



## 5 本施設への搬入等ルートについて

本施設への搬入ルート及び河原インター山手工業団地内の入退場ルートを以下に示します。本施設への可燃ごみ搬入にあたっては、交通ルールと運転マナーを遵守し、児童の通学や農耕車の走行に十分注意して走行してください。

### 5.1 本施設への搬入ルートについて

搬入車両は、原則、県道河原インター線を経由して施設に搬入してください。なお、県道河原インター線への進入は、国道 53 号線方面に偏らず、可能な限り国道 29 号線方面から行うなど、施設の周辺集落の環境に配慮してください。



## 5.2 河原インター山手工業団地内の入退場ルートについて

本施設への入退場時における車両事故の防止を図るため、河原インター山手工業団地内での入退場ルートを指定します。



## 6 計量カードについて

本施設では、計量する際、搬入車両の情報（業者名、車両ナンバー、車両重量等、委託・許可等の種別等、搬入地区）が書き込まれた計量カードが車両ごとに必要となります。

希望する収集運搬事業者には計量カードを貸与しますので、組合に計量カード貸与の申請を行ってください。

計量カードを滅失、毀損等した場合には、速やかに組合までご連絡をお願いします。

### 計量カードに関する連絡先

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 施設建設課  
電話番号 0857-26-0596

### 補足

- ・ 計量カードのない搬入車両は、一般持込と同様の搬入方法となります。一般持込の搬入方法については、組合ホームページをご確認ください。  
組合ホームページ URL <https://www.east.tottori.tottori.jp/>
- ・ 計量カードの貸与方法等については、組合ホームページ内の「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設リンピアいなば計量カード貸与に関する要綱」をご確認ください。

### 注意事項

#### 計量カードの取扱注意事項について

計量カードの変形、故障及び誤動作を引き起こす可能性があるため、下記行為は絶対に行わないようにお願いします。

- ・ 車中など高温下での保管や放置  
（特に車のダッシュボード等高温になる場所）
- ・ 水に濡らす、折り曲げる、衝撃を与える
- ・ 強力な電磁波、放射線、静電気等に近づける
- ・ 薬品、ガソリン、スプレー（可燃性）、殺菌用アルコール等への接触
- ・ 金属などの硬いものでこする行為

## 7 計量回数について

本施設では、原則として、計量回数を以下のとおりとします。

| 搬入内容                             | 計量回数 | 備 考                       |
|----------------------------------|------|---------------------------|
| 市町委託による可燃ごみ搬入                    | 1 回  | 市町指定袋による搬入                |
| 一般廃棄物収集運搬業許可業者<br>による事業所等の可燃ごみ搬入 | 2 回  | 無色透明又は半透明袋<br>による搬入（4 参照） |
| 直接搬入（一般又は事業所）                    | 2 回  |                           |

## 8 ごみの搬入方法について

計量カードを持っている搬入車両が、本施設に入場してから退場するまでの流れは以下の①～⑦のとおりです。①～⑦の詳細については次ページ以降の9～14で示します。

## 入退場の流れ

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| ①入場                   | 9 参照           |
| ②入口側計量機での計量           | 9 参照           |
| ・計量票発行無し（2回計量車両）      | 9.1 参照         |
| ・計量票発行有り（1回計量車両）      | 9.2 参照         |
| ③計量後、プラットホームへ         | 10 参照          |
| ・車両誘導フロー（投入扉利用車両）     | 10.1 参照        |
| ・車両誘導フロー（破砕機・切断機利用車両） | 10.2 参照        |
| ④ごみ投入                 | 10、11、12、13 参照 |
| ⑤ごみ投入後、計量棟へ           | 14 参照          |
| ⑥出口側計量機での計量（2回計量車両）   | 14.1 参照        |
| 計量棟を通過し退場（1回計量車両）     | 14.2 参照        |
| ⑦退場                   | 15             |

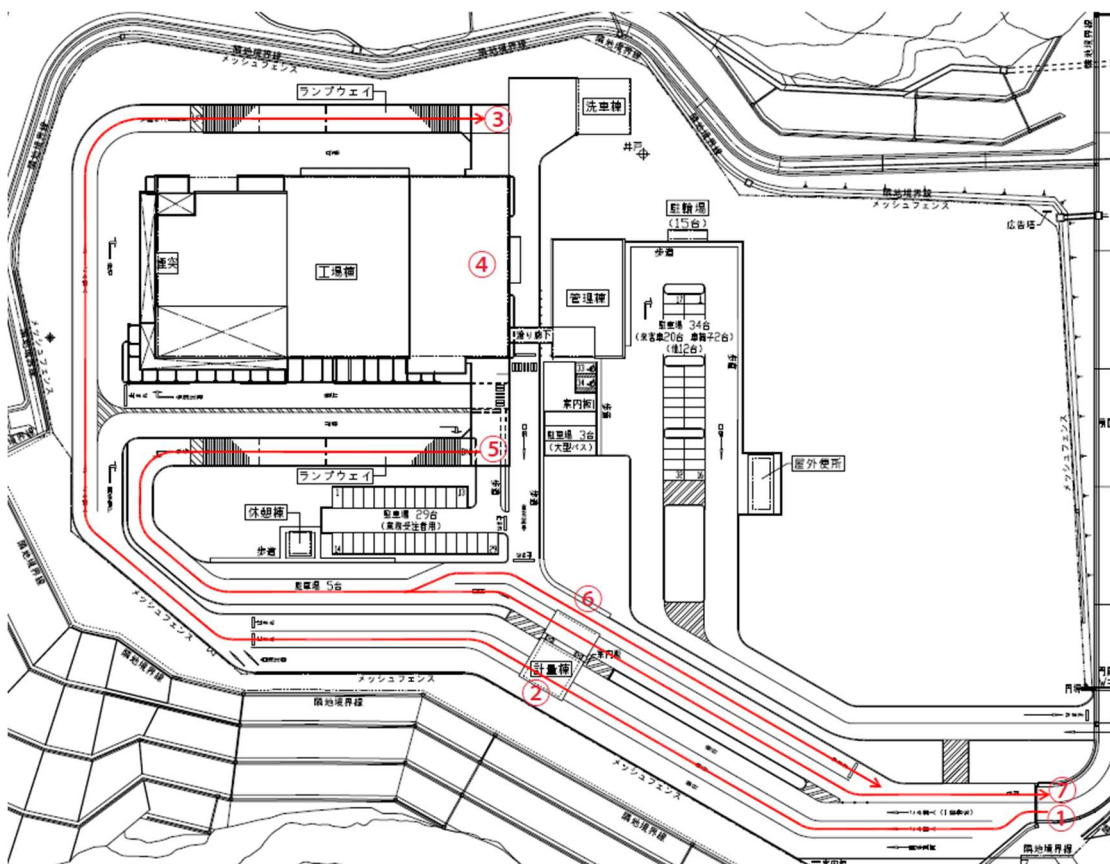
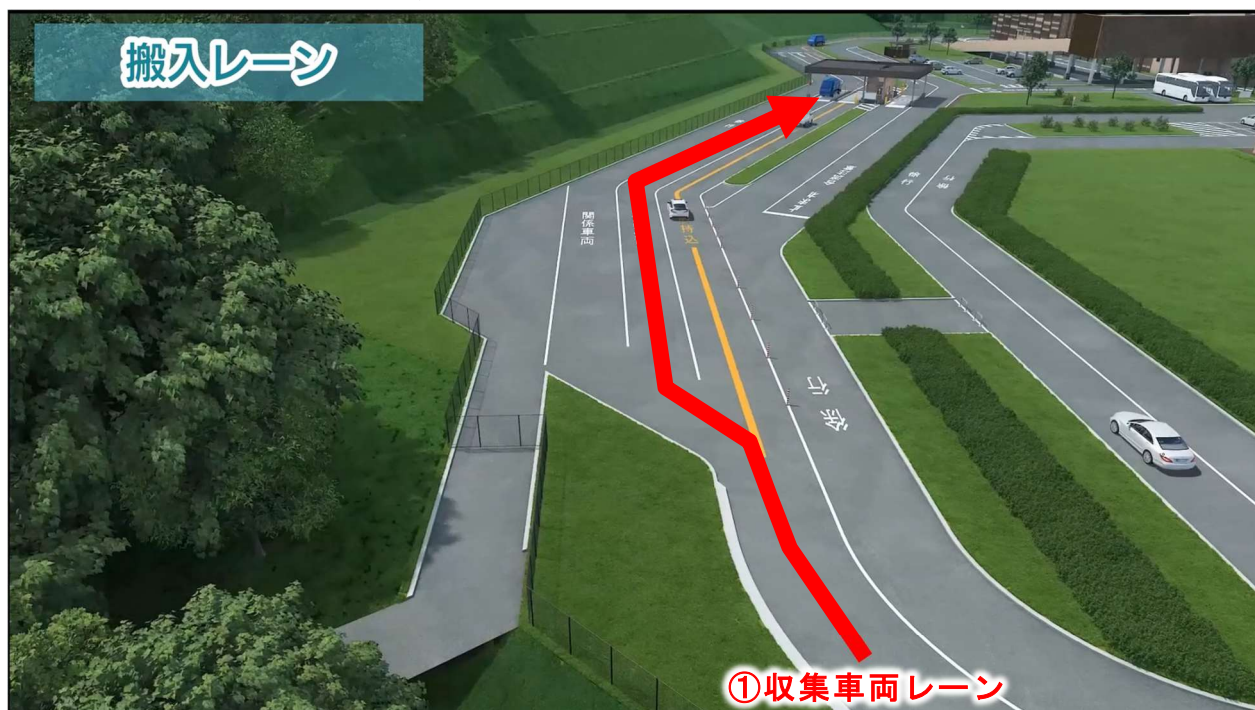


図 1 搬入車両動線図

## 9 計量機での計量フローについて

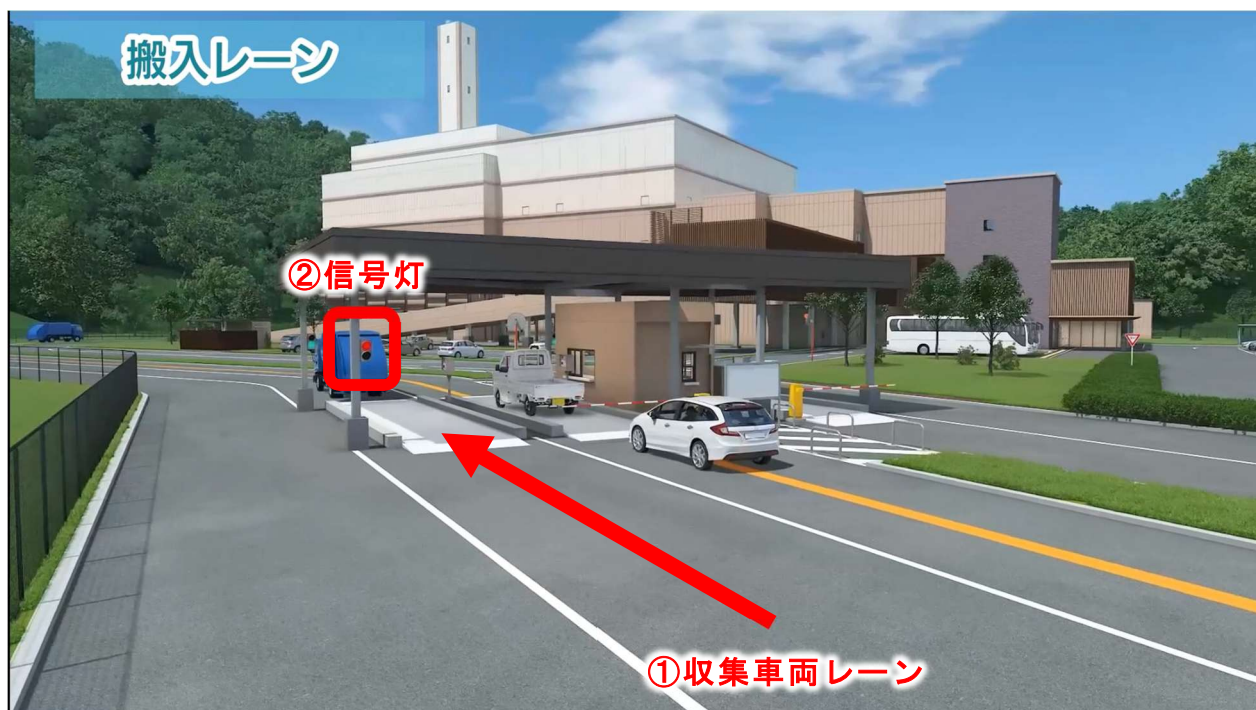
入場時に通過する計量機における計量フローを以下に示します。

### 9.1 2回計量車両の入場時計量フロー

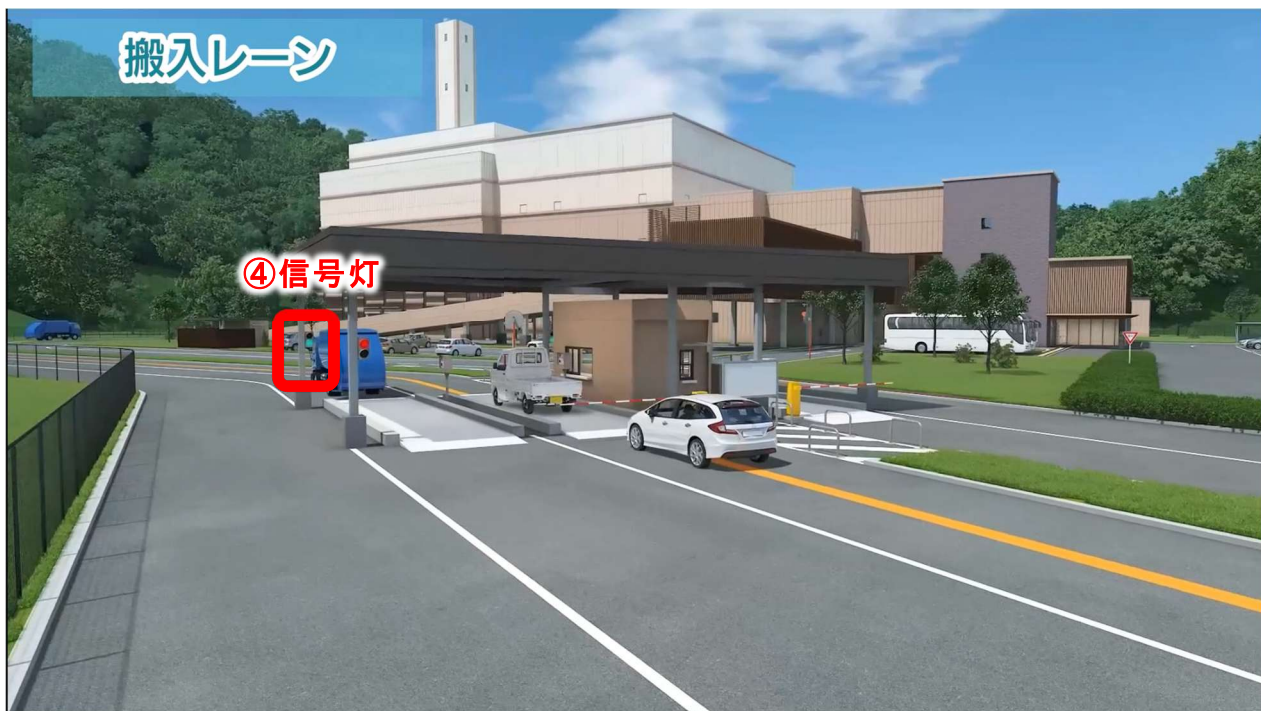
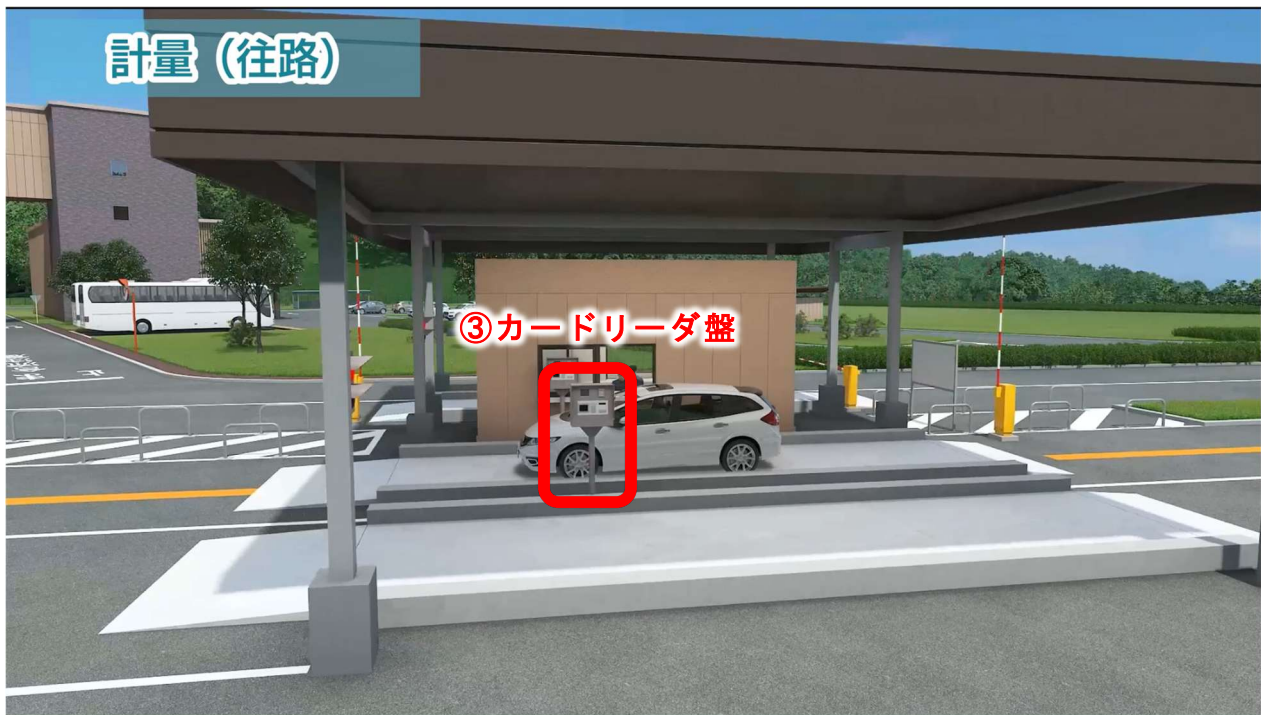


①収集車両レーンを通行してください。

(計量棟向かって左レーン、右は一般持込レーン)



②計量棟入口の信号灯が「緑」の場合は、計量機へ進入してください。



③計量機に車両を載せた後、計量カードをカードリーダー盤へタッチし、計量を開始してください。なお、同乗者も計量台に乗ったまま計量してください。計量カード読み込み後、計量中の音声案内が流れます。

④計量が完了した場合、「計量完了」の音声案内が流れ、信号灯が「緑」に点灯します。

※2回計量の場合、入場時の計量においては計量票の発行はありません。

⑤プラットフォーム方面に進行してください。

## 補足

### カードリーダー盤について

- ・計量カードを①カードリーダーにタッチしてください。
- ・計量カードを忘れた場合、もしくは読取がうまくいかない場合は、②のインターホンを使用し計量員の指示に従ってください。

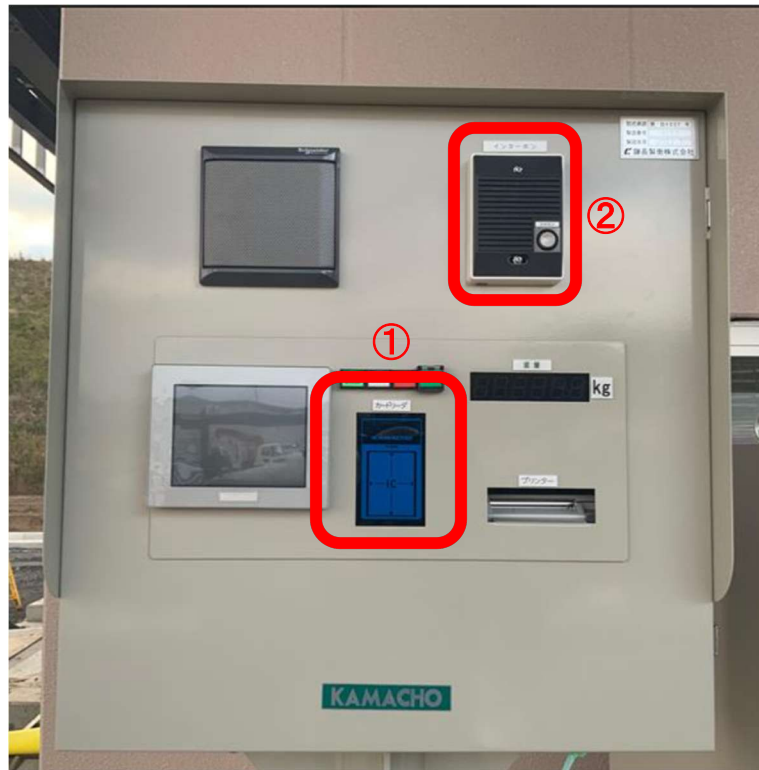


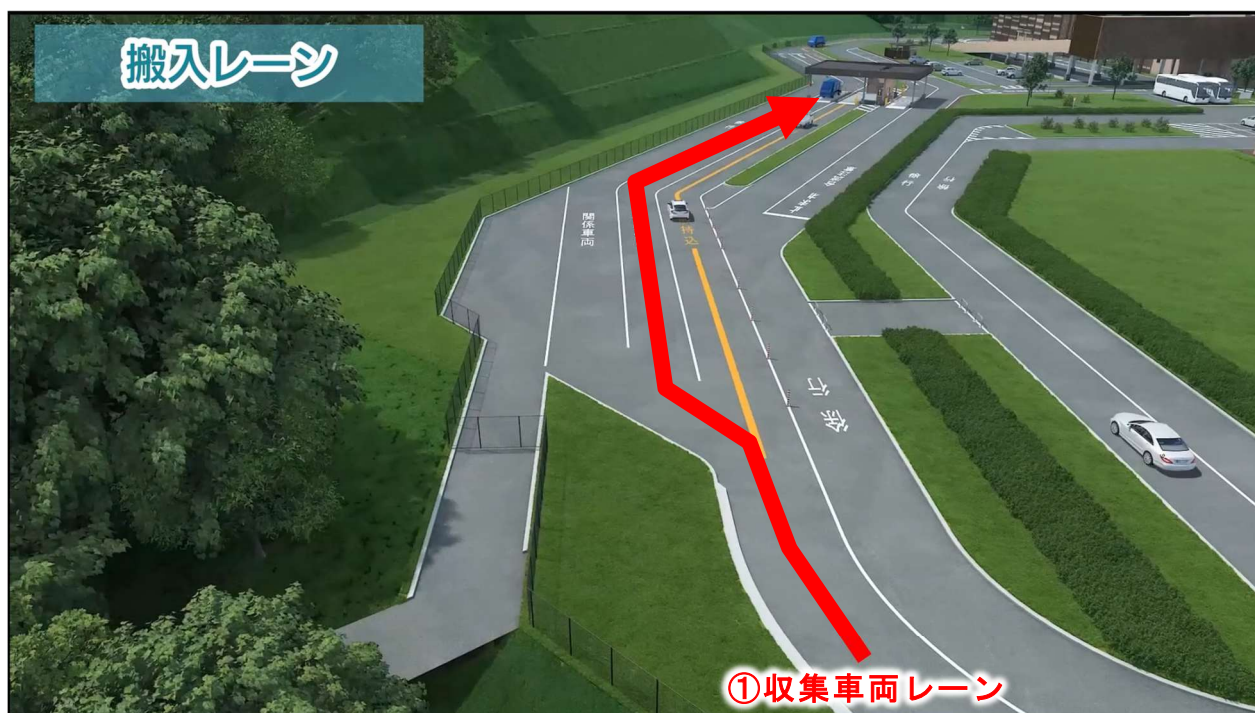
図 2 カードリーダー盤

## 注意事項

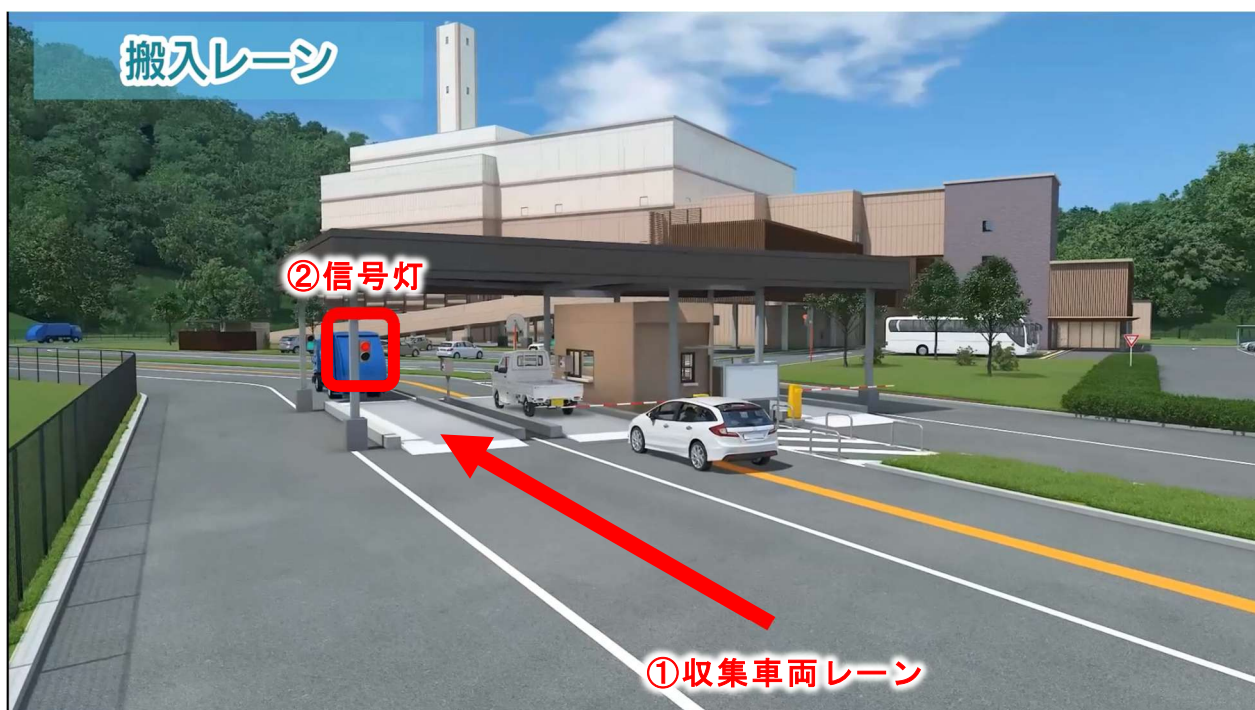
### プラットフォーム入場車両の台数制限について

- ・プラットフォームへ入場する車両台数に制限をかけています。  
(上限値: 投入扉使用車両 4 台まで、ダンピングボックス使用車両 3 台まで)
- ・プラットフォームへ入場する車両台数が上限値になると、計量機上にて待機いただくこととなります。その場合、信号灯が「赤」のままになります。
- ・プラットフォーム内の車両が退出したら、信号灯が「緑」になりますので、プラットフォーム方向へ進行してください。

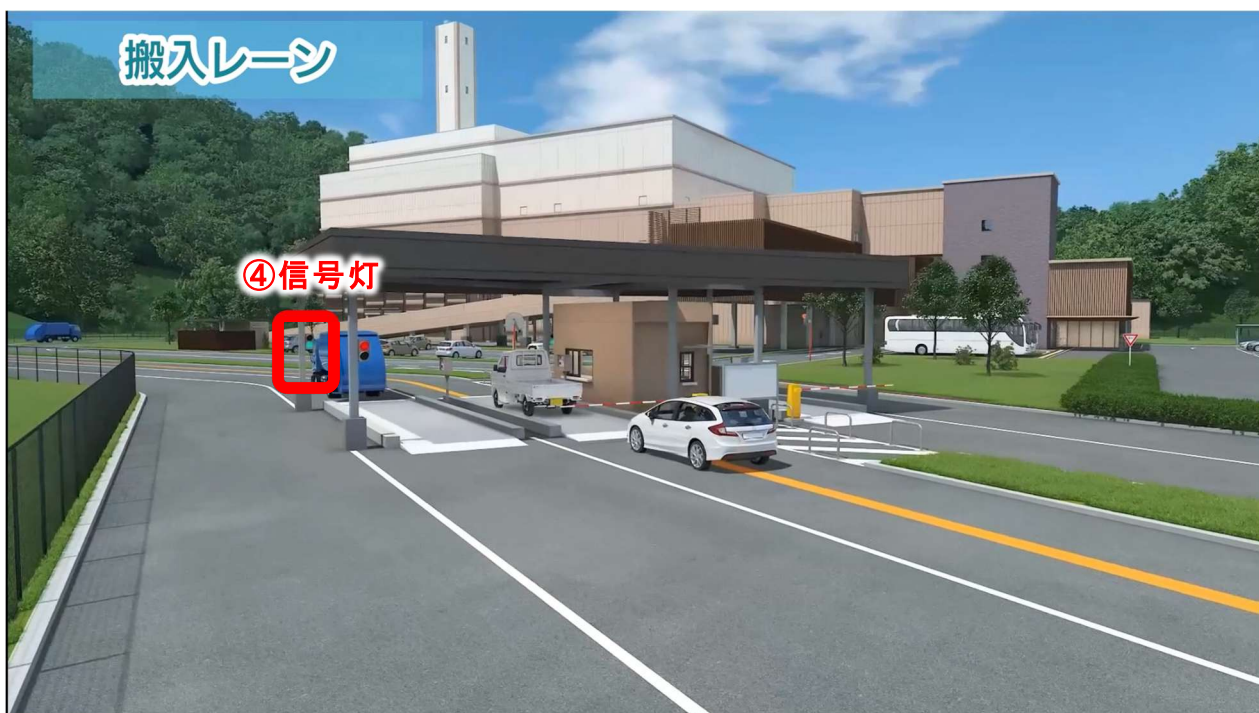
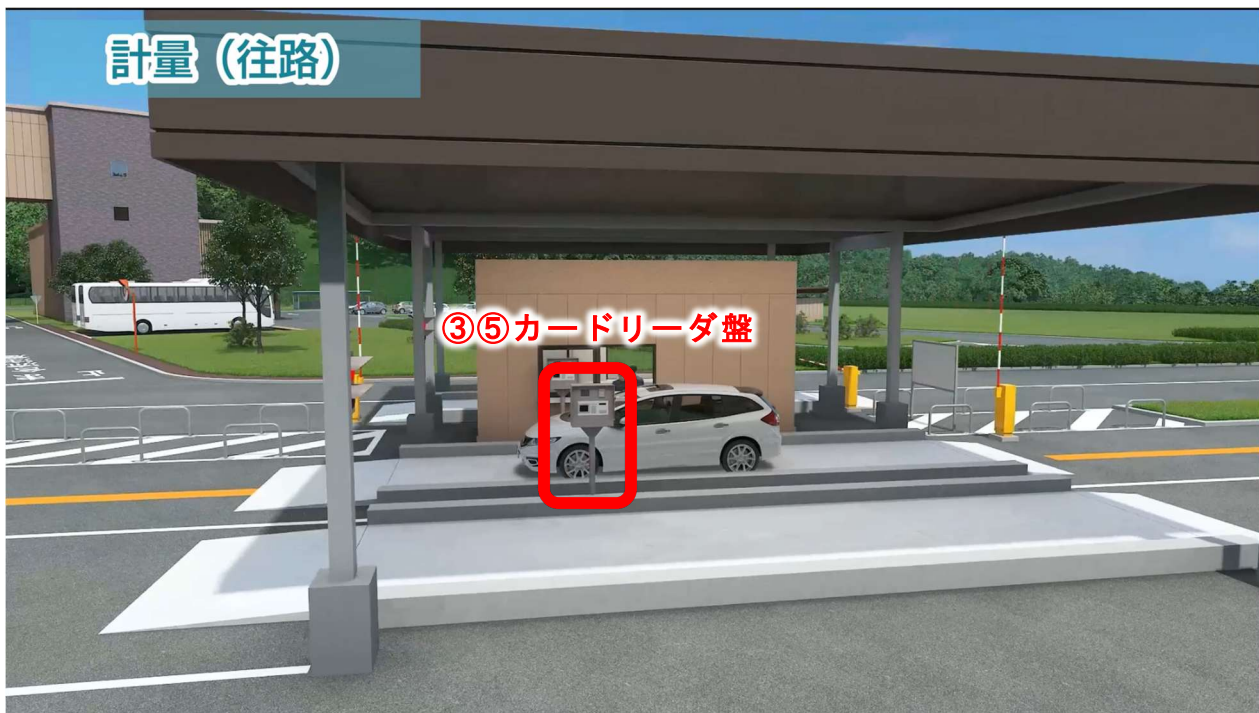
## 9.2 1回計量車両の入場時計量フロー



- ①収集車両レーンを通行してください。  
(計量棟向かって左レーン、右は一般持込)



- ② 計量棟入口の信号灯が「緑」の場合は、計量機へ進入してください。



- ③ 計量機に車両を載せた後、計量カードをカードリーダー盤へタッチし、計量を開始してください。なお、同乗者も計量台に乗ったまま計量してください。計量カード読み込み後、計量中の音声案内が流れます。
- ④ 計量が完了した場合、「計量完了」の音声案内が流れ、信号灯が「緑」に点灯します。
- ⑤ カードリーダー盤から発行される計量票を受け取ってください。  
※ 1 回計量の場合、退場時に計量票の発行はありません。
- ⑥ プラットホーム方面に進行してください。

## 補足

### カードリーダー盤について

- ・計量カードを①カードリーダーにタッチしてください。
- ・計量が完了したら②プリンターから計量票が発行されます。
- ・計量カードを忘れた場合、もしくは読取がうまくいかない場合は、③のインターホンを使用し計量員の指示に従ってください。



図 3 カードリーダー盤

## 注意事項

### プラットホーム入場車両の台数制限について

- ・プラットホームへ入場する車両台数に制限をかけています。  
(上限値:投入扉使用車両 4 台まで、ダンピングボックス使用車両 3 台まで)
- ・プラットホームへ入場する車両台数が上限値になると、計量機上にて待機いただくこととなります。その場合、信号灯が「赤」のままになります。
- ・プラットホーム内の車両が退出したら、信号灯が「緑」になりますので、プラットホーム方向へ進行してください。

## 10 プラットホームでの車両誘導フローについて

搬入車両は、入場時の計量を実施した後にプラットフォームへ進みます。本施設では、自動誘導システムにより、ごみを投入する投入扉の番号（例：No.1～No.4）をプラットフォーム入口にて搬入車両にお知らせします。

車両誘導フローを以下に示します。

### 10.1 投入扉利用車両の車両誘導フロー



①プラットフォーム入口扉前で一時停止してください。

②番号案内表示灯に投入扉の番号が表示されるとともに音声案内が流れ、入口扉が開きますので、プラットフォーム内に進行してください。



- ③表示のあった投入扉が自動で開き、投入扉上部の信号灯が点滅します。
- ④投入扉上部の信号灯が点滅した投入扉前に到着すると、信号灯が「緑」から「赤」に点灯します。 ※画像は No. 3 投入扉の場合
- ⑤ごみ投入完了後、投入扉前を離れると投入扉は自動で閉じます。
- ⑥プラットフォーム出口から計量棟へ進行してください。

## 補足

### 二重扉について

本施設では、臭気対策のため投入扉とごみピットの間にはスライドゲートが設置されています。スライドゲートは、ごみ投入時は閉じていますが、ごみ投入後、投入扉が閉じると自動で開きごみをごみピットに落とします。

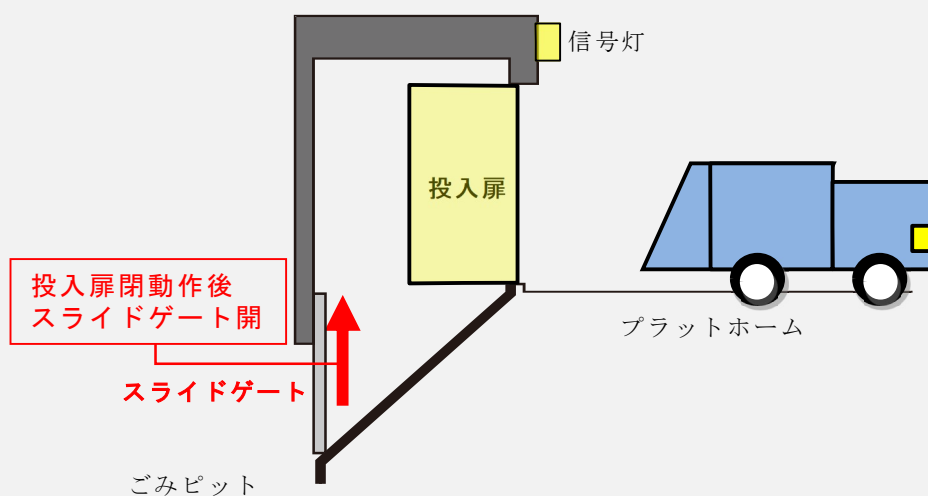
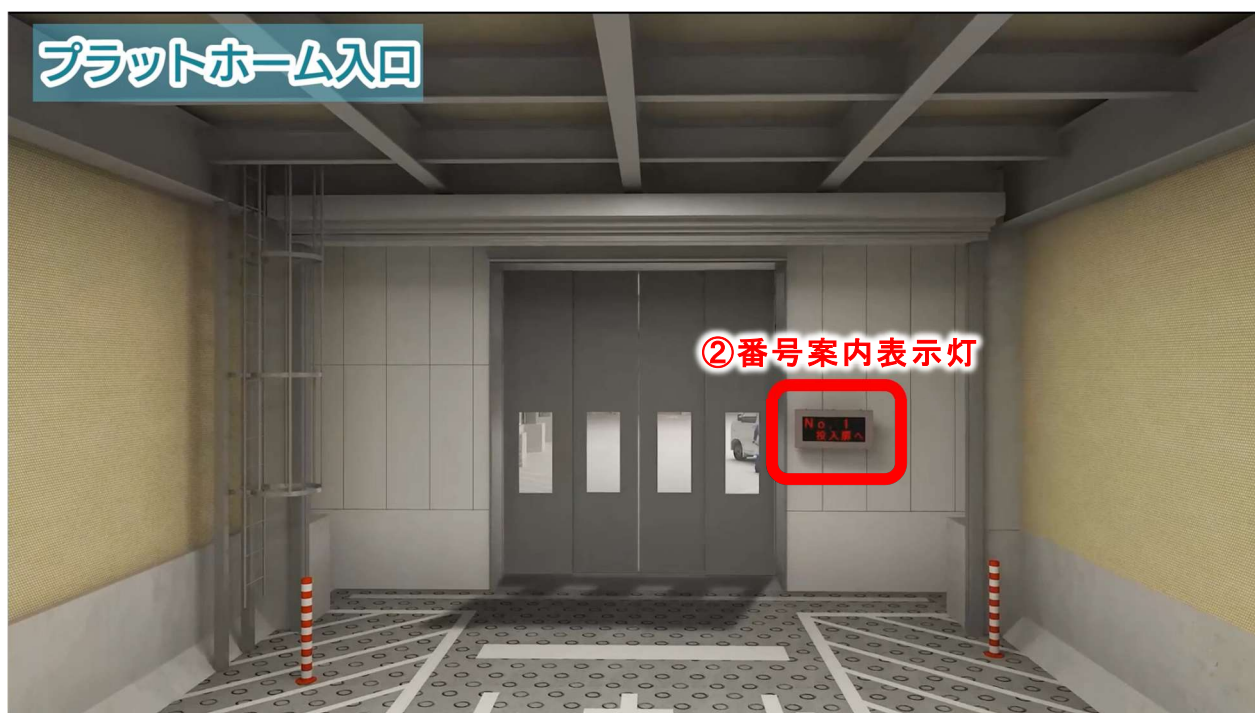


図 4 投入扉・スライドゲート断面図

## 10.2 破碎機・切断機利用車両の車両誘導フロー



- ①プラットフォーム入口扉前で一時停止してください。
- ②プラットフォーム入口に設置されている番号案内表示灯に「係員が誘導いたします。」と表示されるとともに音声案内が流れ、入口扉が開きますので、プラットフォーム内に進行してください。



- ③係員の誘導に従い、破砕機・切断機前に移動してください。
- ④破砕機・切断機前に車両がいる場合は、プラットホーム係員の誘導によりダンプングボックス前に待機してください。
- ⑤ごみを積み下ろした後、プラットホーム出口から計量棟へ進行してください。
- ※ごみの破砕、切断処理はプラットホーム係員が行います。

## 11 プラットホームの運用について

本施設のプラットフォームでは、ごみの種類ごとに搬入先を表1のように区別しています。

収集運搬事業者は、基本的に①、②エリアを使用することになり、一般持込は、②、③エリアを使用します（図2参照）。一般持込はごみ搬入に不慣れな方も多いため、安全に配慮してください。

表1で示すごみ寸法によって、搬入場所を変えています。収集運搬事業者は、大型可燃ごみ以外の可燃ごみについては、1個当たりのごみ寸法を0.8m未満に抑えてください。

なお、不定期で搬入ごみの内容を確認する展開検査を実施します。その際にはプラットフォーム係員の指示に従い、所定の場所へ停車するようお願いします。

表 1 ごみ種ごとの搬入車両誘導先

| ごみ種                     | 搬入車両誘導先       |
|-------------------------|---------------|
| 可燃ごみ<br>(ごみ寸法：0.8m未満)   | ①：No. 1～4 投入扉 |
| 大型可燃ごみ<br>(ごみ寸法：0.8m以上) | ②：破砕機・切断機     |
| し渣・軽量残渣                 | ①：No. 1～4 投入扉 |
| 一般持込<br>(ごみ寸法：0.8m未満)   | ③：ダンピングボックス   |
| 一般持込<br>(ごみ寸法：0.8m以上)   | ②：破砕機・切断機     |



図 5 プラットホーム配置図

## **注意事項**

---

### **安全帯の使用について**

投入扉付近で作業を行う場合は、ごみピット側への転落防止のため、必ず備え付けのフックを利用し安全帯を使用してください。

## **補足**

---

### **清掃用具について**

投入扉付近の清掃用にほうき、床洗浄用に水洗とホースを準備していますので、必要に応じて使用してください。

## 12 本施設に搬入できる車両について

本施設にごみを搬入することができる車両は以下のとおりです。ごみの搬入にあたっては、ご注意くださいますようお願いいたします。

### 搬入できる車両

- ・ パッカー車
- ・ 積載重量 4 トン未満の車両（ダンプする、しないを問いません。）
- ・ 積載重量 4 トン以上、 8 トン未満のダンプしない車両
- ・ 積載重量 4 トン以上、 8 トン未満のダンプする車両でダンプ時の最長部が 6 メートル以下の車両

### 注意事項

ダンプ時の最長部の考え方は以下のとおりとなります。最長部が 6 メートルを超える車両は、シャッターボックス等と接触し、破損するおそれがあるため搬入できません。

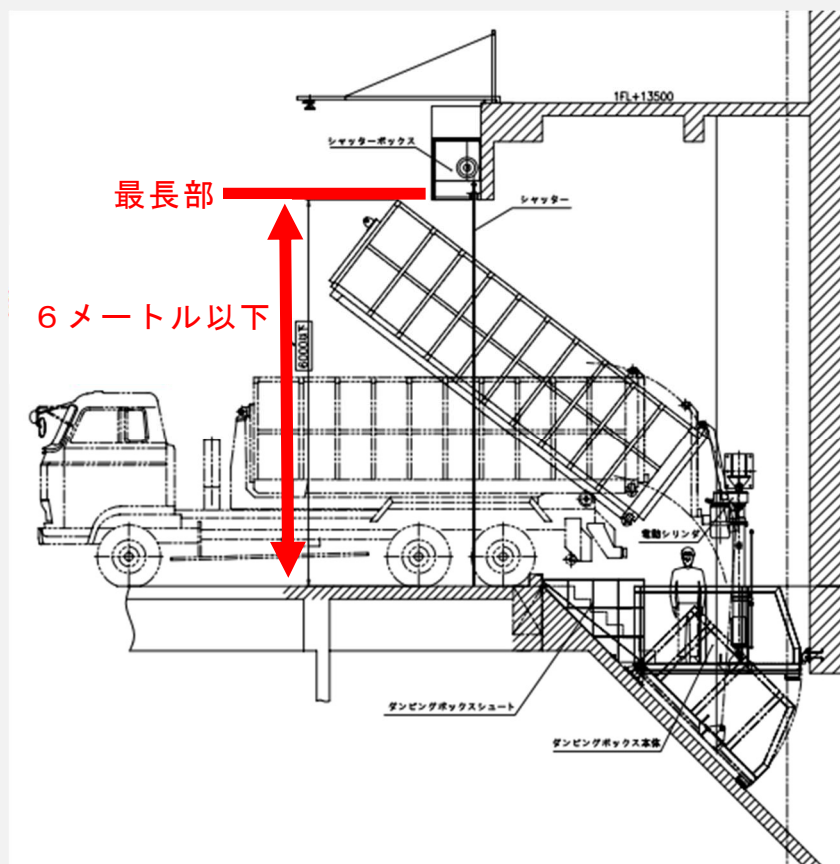


図 6 ダンプ時の最長部

### 13 緊急時等の対応について

ごみ投入時に人の転落などの非常事態が発生した場合は、投入扉横に設置する現場操作盤の非常停止ボタンを押してください（図4参照）。

非常停止ボタンを押すと、投入扉、スライドゲート及びごみピット内のごみクレーンが全て停止するとともに、プラットフォームへの車両の進入を停止させます。

その他のトラブルについては、プラットフォーム係員にお声掛けください。

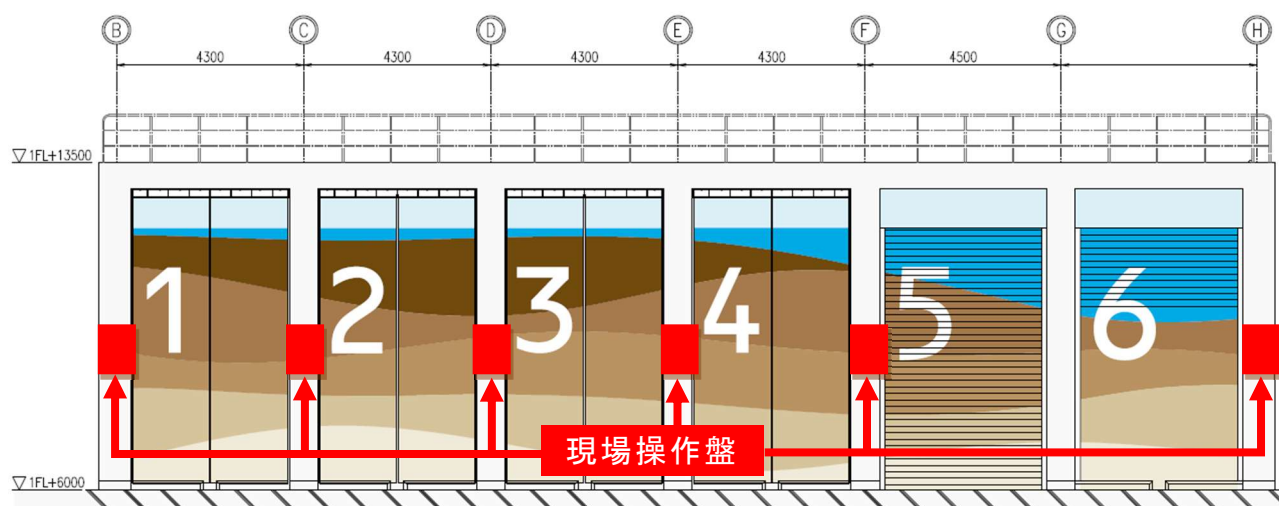


図 7 現場操作盤設置場所

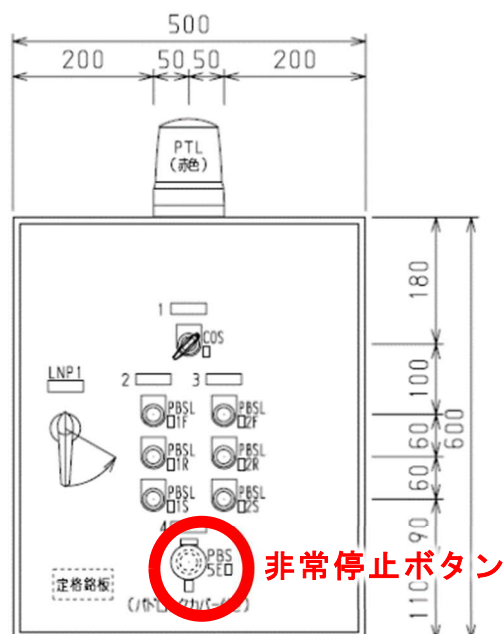


図 8 現場操作盤

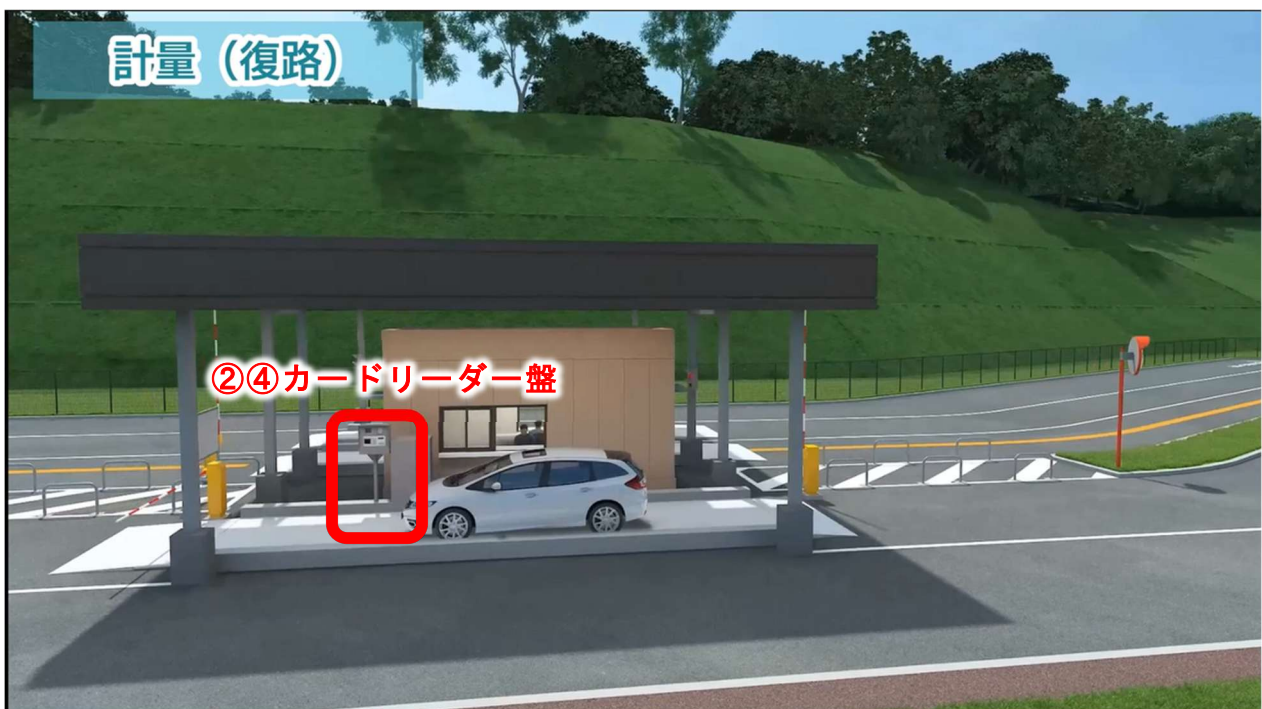
## 14 退場時の計量フローについて

退場時における計量フローを以下に示します。

### 14.1 2回計量車両の退場時計量フロー



①遮断機が上がっている場合は、計量機へ進入してください。



②計量機に車両を載せた後、計量カードをカードリーダー盤へタッチし、計量を開始してください。なお、同乗者も計量台に乗ったまま計量してください。計量カード読み込み後、計量中の音声案内が流れます。

③計量が完了した場合、「計量完了」の音声案内が流れ、遮断機が上がります。

④カードリーダー盤から発行される計量票を受け取ってください。

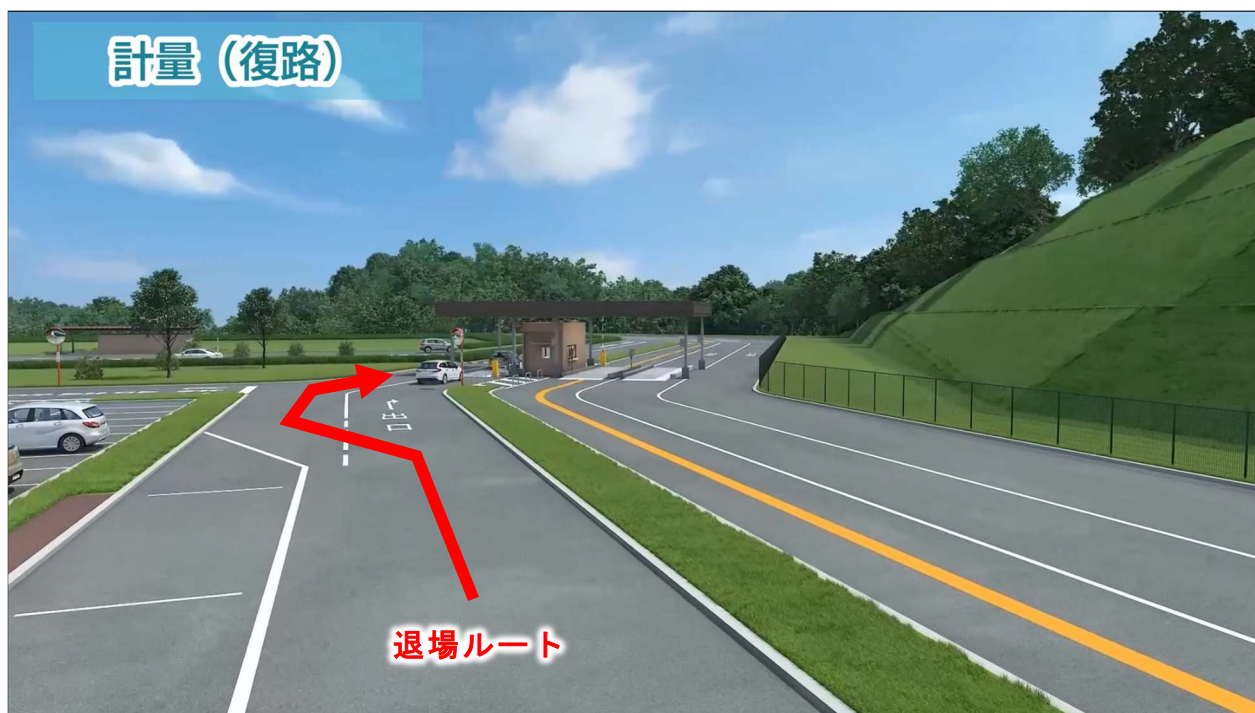
### カードリーダー盤について

- ・計量カードを①カードリーダーにタッチしてください。
- ・計量が完了したら②プリンターから計量票が発行されます。
- ・計量カードを忘れた場合、もしくは読取がうまくいかない場合は、③のインターホンを使用し計量員の指示に従ってください。

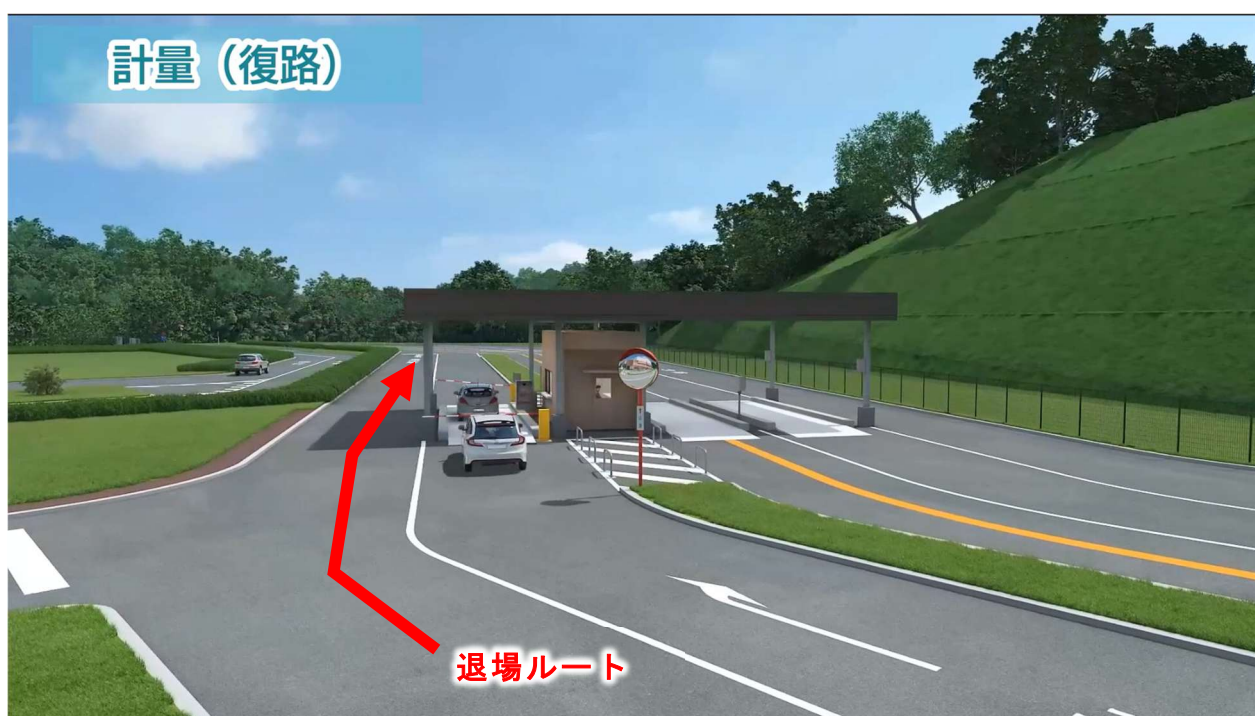


図 9 カードリーダー盤

## 14.2 1回計量車両の退場時計量フロー



① 出口側計量機手前の破線付近から隣のレーンに車線変更してください。



② 出口側計量機は通らず、隣のレーンを通り退場してください。

**（問い合わせ先）**

〒680-0052

鳥取県鳥取市鍛冶町 18 番地 2

鳥取県東部広域行政管理組合 事務局 施設建設課

電話 0857-26-0596／FAX 0857-29-2759

E-mail [shisetsukensetsu@east.tottori.tottori.jp](mailto:shisetsukensetsu@east.tottori.tottori.jp)